

平成30年度決算に基づく 健全化判断比率

| せたな町の 標準財政規模 | 区 分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-----------------|---------|--------|----------|---------|--------|
| | せたな町の指標 | — | — | 8.2% | — |
| 5,722,345千円 | 早期健全化基準 | 14.58% | 19.58% | 25.0% | 350.0% |
| | 財政再生基準 | 20.00% | 30.00% | 35.0% | |

■用語説明

| | |
|----------|---|
| 実質赤字比率 | 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。 |
| 連結実質赤字比率 | すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。 |
| 実質公債費比率 | 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。 |
| 将来負担比率 | 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。 |
| 早期健全化基準 | 財政状況が悪化した状況で、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るための基準です。4つの指標のうち1つでもこの基準を超えた場合は、財政の早期健全化のための計画を定めなければなりません。 |
| 財政再生基準 | 財政状況が著しく悪化したために、自治体が自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況で、国等にも関係してもらいながら計画的に財政の健全化を図るための基準です。将来負担比率以外の3つの指標のうち1つでもこの基準以上となった場合は、財政の再生のための計画を定めなければなりません。 |

平成30年度決算に基づく 公営企業資金不足比率

| 区 分 | 特別会計名 | 資金不足額・剰余金 | 資金不足比率（%） |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 法適用 | 病院事業 | 786,678千円 | — |
| 法非適用 | 簡易水道事業 | 4,186千円 | — |
| 〃 | 公共下水道事業 | 5,023千円 | — |
| 〃 | 漁業集落排水事業 | 114千円 | — |
| 〃 | 風力発電事業 | 2,630千円 | — |
| 〃 | 瀬棚港旅客施設事業 | 747千円 | — |

■用語説明

| | |
|--------|---|
| 資金不足比率 | 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。 |
|--------|---|